

幼稚園預かり保育料等の改定について



幼稚園における預かり保育について、令和 7 年度から実施時間を午後 6 時まで延長することに伴い、当該預かり保育に係る保育料等の改定を行うほか、預かり保育料の滞納があった場合の利用制限を設ける。

1 内容

(1) 幼稚園における預かり保育料の改定

令和 7 年度から預かり保育の実施時間を現行の午後 4 時 30 分から午後 6 時まで延長することに伴い、預かり保育料を改定する。

【預かり保育料】

	(現 行)	(改正後)
夏季休業日等	日額 1, 2 0 0 円	日額 1, 4 4 0 円
夏季休業日等以外	日額 4 0 0 円	日額 6 4 0 円

※ 夏季休業日等とは、中央区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年 9 月中央区教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する夏季休業、冬季休業及び春季休業日をいう。

※ 夏季休業日等の預かり保育料については、当分の間、「1, 2 0 0 円」を「8 0 0 円」とする経過措置が設けられている。

(2) 経過措置

当分の間、夏季休業日等の預かり保育料は引き続き 8 0 0 円とし、夏季休業日等以外の預かり保育料は 4 0 0 円とする。

(3) 預かり保育料を滞納した場合の利用制限

預かり保育料の滞納があった場合には、預かり保育の利用を制限できるものとする。

2 改正を要する条例

中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例
(昭和 22 年 12 月中央区条例第 30 号)

3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日